



学内における 緊急時の 障がいのある人への 対応について



本マニュアルは、障がいの種別に応じた支援方法等について理解し、学内で発生した緊急時において、避難誘導行動を円滑にできるようにすることを目的とするものです。特に、障がいのある人と空間を共にしている場合は、事前にご一読いただき、それぞれの状況への対応をお願いします。

学内における避難指示・誘導の際には、
まず、ご自身の身の安全を優先した上で
以下の対応をお願いします。



- ① 周囲に、独力での避難が困難な人や、情報支援や誘導などの支援が必要な人の有無を確認します。
- ② 支援が必要な人がいる場合には、その場において対応可能な支援内容について、障がいのある人と共に相談してください。
支援をする人も避難者の一員です。可能な範囲で互いに協力しつつ、避難可能な体制づくりに努めてください。



見ることに困難のある人（視覚障がい等）

● 視覚障がい

視覚障がいのある人は、視覚情報の取得に困難さがあり、視覚による緊急事態の察知や被害状況（壁や塀の倒壊、道路の亀裂等）など周囲の状況を把握することが困難です。



1 声のかけ方

- ・ 本人のそばへ行き、「〇〇です。〇号館の方へ一緒に行きませんか?」、などと声をかけると安心します。
- ・ 説明するときは、「ここ」、「あっち」等の曖昧な言葉は使わずに、前後、左右、上下等、具体的な場所やものの名前を使います。

2 誘導の仕方

- ・ ひとりで移動している視覚障がいのある人を見かけたら、声をかけ、必要に応じて、周囲の状況を説明しながら誘導します。（例：「今〇号館のあたりにいます。右側の壁は崩れているので、気を付けて歩きましょう。」）
- ・ 視覚障がいのある人に、腕や肩につかまってもらい、曲がる方向や段差の上がり下がり等について情報提供しながら、誘導する者が半歩ほど前を歩きます。（例：「20mくらい歩くと、上り階段があります。」）

3 避難時、避難先での支援



- ・ 回覧や掲示による情報は伝わりません。伝達事項があれば、的確に口頭で伝えます。（例：「〇〇に書かれていた掲示内容について、お伝えしましょうか？」）

※ 上記1～3は、識字障がいのある人についても同様です。文字を視覚的に捉え、認識することが不得手であるため、視覚障がいのある人と同様に対応します。

聴くことに困難のある人（聴覚障がい等）

◎聴覚障がい

聴覚障がいのある人は、音の取得に困難さがあることから、音声による情報のやりとりが困難です。緊急時は、情報の多くが「音」によって伝達されるため、情報の取得が困難になります。

1 コミュニケーションの方法



- ・情報を伝達する方法は、筆談やスマートフォン等へのテキスト入力、身振り等いろいろな方法があります。
本人の受け答えの様子を見ながら複数の方法を試みます。
- ・伝達する際は、口元は覆わず、相手に口の形が見えるように話します。
1文ずつゆっくり明確に話します。
- ・情報を示す際には、なるべく静かな場所で本人の背後からではなく、正面から提示します。



※ 聴覚過敏のある人の中には過度な音量だけでなく、雑音の中から特定の音を選択的に聞くことが苦手な人もいます。その場合は、筆談等、視覚的に伝達することを試みます。

2 避難時、避難先での支援

- ・避難誘導者からの説明や全館放送等の音情報を視覚的に伝達するだけでなく、避難所等に集合後も、的確に情報伝達を行います。

※ 音声認識ソフトは騒音や話者の話す速度によって大きく精度が変化します。
周囲の状況や認識内容を見つつ、活用するようにしてください。





移動することに困難のある人（視覚障がい・運動機能障がい等）

● 視覚障がい

『見ることに困難のある人（視覚障がい等）』を参照してください。

● 運動機能障がい

運動機能障がいのある人は、緊急時の早急な退避が難しく、避難場所までの誘導が必要な場合があります。特に、エレベーターの停止や道路のひび割れ等により、移動が制限されることがあります。



1 避難時の支援

- ・ 本人から障がい状況を確認し、避難に必要な支援者の手配を行うようにします。
- ・ 杖等を使っている人に対しては、本人が安心して歩くことができるよう、段差やでこぼこの少ないところを選んで誘導します。
- ・ 車いすを使っている人に対しては、急な発進や停止、方向転換は事故のもとになります。介助を行う際には「車いすを押します」など一声かけてから対応します。
- ・ 歩行障がいのある人なども含め、転倒の際には無理に起こさず、本人の指示に従って補助します。また、対応が困難な場合は、まわりに応援を求めます。
- ・ エレベーターが使用できない場合は、複数人で障がいのある人を抱えて移動し、車いすは別の支援者が運びます。そのような対応が無理な場合には、本人に同意を得たうえで、車いすは運ばず、障がいのある人の移動を優先します。

※ご自身の避難を第一とし、安全に留意した対応をお願いします。

2 避難先での支援



- ・ 手動、または電動車いす等が通れる動線を確保します。
- ・ 避難先のトイレ等が使用できない場合が考えられます。その場合には、本人の障がい特性等に合せて利用できる最寄りのトイレ等の場所や、避難先でのスペースがどのような設備であるか、可能な限り詳しく情報を提供します。



その他の障がい特性のある人（精神・発達障がいや難病等）

その他にも様々な障がい特性のある人が本学を利用しています。緊急時の状況把握や、変化に対する不安や抵抗を強く感じ、退避に必要な状況判断などを適切に行うことが難しいケースもあることから、互いの事情を把握しながら対応することが必要なケースもあります。例えば、普段の講義参加へは障がい特性上配慮が不要であることから、障がい開示をしないものの、災害時には要配慮状態となる人も少なくありません。

避難指示・誘導の際には、所属部署や授業履修者に独力での避難が難しい人がその場にいるかどうか確認の上、以下の手順で行動しましょう。

1 コミュニケーションの取り方



- ・避難経路や避難場所については、曖昧な表現は避け、具体的にはっきりと伝えましょう。
- ・一度に多くの情報を伝えず、簡潔かつ明確に伝えるようにしましょう。
- ・聴覚情報のみならず、文字や絵を使って視覚的にも伝達することで、いずれかの情報取得が不得手な場合にも対応することができます。

2 避難時、避難先での支援



- ・精神障がいや発達障がいのある人の多くは、個別の静かな空間（カームダウンスペース等）を確保することで、その障がい特性や情緒を安定することができます。可能であれば、そのようなスペースの確保を図るようにします。
- ・感覚の過敏（視覚、聴覚、嗅覚、触覚など）のみならず、感覚に鈍麻がみられる場合があります。そのような特性のある人がいる場合には、ケガの有無などを共に確認します。